

(第3期) 尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金

市内の工場、事業所等の電力コストの削減により経営の安定的な継続を図ることを目的として照明設備のLED照明への切替に要する経費の一部を補助します。

◇申請期間

令和5年7月18日(火)～9月29日(金) 消印有効

※予算がなくなり次第終了となります。

◇補助対象

事業者が有する事業所、工場、共同施設等の照明設備

◇補助対象者

市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等(個人事業主を含む)

※申請月までに創業していない事業者、政治団体及び宗教上の組織・団体又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者等は対象外です。

◇補助限度額(1,000円未満は切り捨て)

●上限: 2,000,000円(※第1期、第2期の補助金交付額と合わせて)

●下限: 25,000円

※第1期及び第2期に既に補助金の交付を受けた事業者のうち、補助金額の合計が200万円に到達していない事業者は、合計200万円に到達する金額の範囲内で新たに申請することができます。

◇補助率

補助対象経費の1/2

◇対象要件(次の要件をすべて満たすもの)

- ①令和6年1月31日までにLED照明を設置し、費用の支払が完了するもの
- ②補助対象経費が5万円以上のものであること
- ③補助金交付決定の前に今回申請するLED照明設備の設置をしていないこと
- ④国や県等の同様の補助金を交付されていないこと
- ⑤市税の滞納がないこと

◇補助対象経費

- ①LED照明設備の購入に要する費用
- ②LED照明設備の設置に要する費用の中で、補助対象者が直接実施することができない工事に要する費用

※ただし、既存の照明設備の撤去費用及び処分費用は補助対象経費としない。

※LED照明の設置工事及び購入について、原則市内の事業所に発注すること。

◇申請スケジュール



◇補助金の交付申請に必要な書類

- (1) (第3期) 尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金
交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 事業収支予算書(別紙2)
- (4) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
(個人事業主の場合は開業届の写し)
- (5) 定款又は規約(個人事業主を除く)
- (6) LED照明設備を設置する事業所の位置図及びLED照明設備の
配置図
- (7) LED照明設備の設置に係る見積書(経費の内訳が分かるもの)
- (8) LED照明設備の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し
- (9) LED照明設備を設置する前の写真(施工前の写真)
- (10) 市税の完納証明書(市役所本庁、支所にて発行しています)
- (11) 前期分の決算書の写し(個人事業主にあっては、前年分の所得
税青色申告書又は収支内訳書の写し)
- (12) 誓約書兼同意書(別紙3)

◇問い合わせ・書類提出先

※下記宛先に郵送で提出してください。

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所商工課商工振興係

電話 (0848) 38-9182

E-mail shoko@city.onomichi.Hiroshima.jp



尾道市HP